

岐阜県公報

第 九 十 四 号
令 和 二 年 四 月 七 日

(火 曜 日)

目 次

告 示

保安林に指定する予定である旨の通知
道路の区域変更
道路の供用開始

(治 山 課) 二二九
(道 路 維 持 課) 二二〇
(同) 二二〇

公 示

県営土地改良事業計画の変更の決定
基本測量の終了
公共測量の終了
土地改良区の定款の変更認可

(農 地 整 備 課) 二二一
(用 地 課) 二二一
(同) 二二一
(可 茂 農 林 事 務 所) 二二三

正 誤

岐阜県建築士法施行細則の一部を改正する規則中訂正

(建 築 指 導 課) 二二三

告 示

岐阜県告示第百八十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

令和二年四月七日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 保安林予定森林の所在場所
関市迫間字仲屋敷三四一〇、三四一一、三四二〇
 - 二 指定の目的
土砂の崩壊の防備
 - 三 指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐は、択伐による。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び関市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第百八十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、令和二年四月七日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県高山土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年四月七日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域変更前後	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
一般国道	百五十六号	高山市庄川町牧戸字西をさ九番五地先から同市同町同字同番一三番一五地先まで	前 後	三・八 三・五 三・八 一・四・〇	四六〇 四六〇 四六〇	

岐阜県告示第百八十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、令和二年四月七日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県高山土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年四月七日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域変更前後	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考

県道	路線名	区 間	区域変更前後	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
石 陣 下 切	浦 屋 線	高山市名田町一丁目八二番五地先から同市天満町二丁目一番地先まで	前 後	七丁 二〇・八 六・九 一・五・四	二二・六 二二・六 二二・六	

岐阜県告示第百八十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、令和二年四月七日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県下呂土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年四月七日

岐阜県知事 古 田 肇

県道	路線名	区 間	区域変更前後	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
下 山 丸 線		下呂市馬瀬下山字梅峠五二八番一九地先から同市同字同番一五地先まで	前 後	二・六 四・六 二・九 四・三	六三・〇 六三・〇 六三・〇	

岐阜県告示第百八十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、令和二年四月七日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県高山土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年四月七日

岐阜県知事 古 田 肇

県道	路線名	区 間	区域変更前後	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考

道路の種類	路線名	区間	延長(メートル)	供用開始の期日	備考(決定区域又は変更の告知年月日)
一般国道	二百五十七号	高山市庄川町三尾河字東山五六番三地从先から六番一地向まで	五〇	令和二年四月七日	
		同市同町同字同五			

公 示

○県営土地改良事業計画の変更の決定

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十八条第一項の規定により、次の地区に係る県営土地改良事業計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公示し、当該変更後の事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和二年四月七日

岐阜県知事 古 田 肇

施行に係る地区名	縦覧場所	縦覧期間
阿木北部地区	中津川市役所	令和二年四月五日～同月七日

○基本測量の終了

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第十四条第二項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があった。

令和二年四月七日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 作業機関
国土交通省国土地理院
- 二 作業種類
基本測量(一等磁気測量、航空重力測量)
- 三 作業期間
令和元年五月七日から
令和二年三月十九日まで
- 四 作業地域
岐阜県

○公共測量の終了

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により国土交通省中部地方整備局中部技術事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和二年四月七日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 作業機関
国土交通省中部地方整備局中部技術事務所
- 二 作業種類
公共測量(航空レーザー測量)
- 三 作業期間
令和元年八月二十七日から
令和二年三月十六日まで
- 四 作業地域
岐阜市、大垣市、高山市、多治見市、中津川市、瑞浪市、恵那市、美濃加茂市、土

岐市、各務原市、可児市、瑞穂市、飛騨市、下呂市、海津市、羽島郡岐南町、同郡笠松町、養老郡養老町、不破郡垂井町、同郡関ヶ原町、安八郡輪之内町、同郡安八町、加茂郡坂祝町、同郡川辺町、同郡七宗町、同郡八百津町、同郡白川町及び可児郡御嵩町

○公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により本県市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和二年四月七日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

本県市

二 作業種類

公共測量（道路台帳更新）

三 作業期間

令和元年六月二十日から

令和二年三月十三日まで

四 作業地域

本県市

○公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により池田町長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和二年四月七日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

池田町

二 作業種類

公共測量（道路台帳図作成）

三 作業期間

令和元年七月一日から

令和二年三月十九日まで

四 作業地域

揖斐郡池田町

土地改良区の定款の変更認可

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により公示する。

令和二年四月七日

岐阜県知事 古 田 肇

土 地 改 良 区 名	認 可 年 月 日
美濃加茂市木曾川右岸用土地改良区	令和二・四・七

土地改良法の定款の変更認可

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により公示する。

令和二年四月七日

岐阜県知事 古 田 肇

土 地 改 良 区 名	認 可 年 月 日
坂祝町木曾川右岸用土地改良区	令和二・四・七

土地改良区の定款の変更認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により公示する。

令和二年四月七日

岐阜県知事 古 田 肇

土 地 改 良 区 名	認 可 年 月 日
川 辺 町 木 曾 川 右 岸 用 水 土 地 改 良 区	令 和 二 ・ 四 ・ 七

正 誤

(原稿誤り)

令和元年二月二十八日号外(四) 岐阜県建築士法施行細則の一部を改正する規則(岐阜県規則第九号)二頁下段前から八行目中」と、同条第一項中の、「同条第三項」は、「別記第一号の様式」とあり、及び「別記第一号の様式」とあるのは「指定登録機関の定める様式」と、同条第二項中「別記第一号様式」とあるのは「指定登録機関の定める様式」と、同条第三項「の誤り。

令和二年四月七日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社